

平成28年9月6日
分庁舎4階AB会議室
10時00分～12時(予定)

平成28年度 第2回杉並区障害者地域自立支援協議会 第1次

1 開会

2 会長挨拶

3 報告

① 幹事会より

② 地域移行促進部会より

③ 相談支援部会より

④ シンポジウム実行委員より

⑤ 差別解消支援地域会議の進捗状況について

4 議題

① 杉並区障害者地域相談支援センター(すまいる)の現状報告及び

意見交換

② 安心サポート事業等について

平成28年9月6日
分庁舎4階AB会議室
10時00分～12時(予定)

5 その他

区からの連絡事項

6 閉会

★ 次回日程の確認 第3回を12月～1月に予定

配布資料

資料1 本会で出された意見と課題整理

資料2 相談支援部会活動報告

資料3 平成28年度地域自立支援協議会シンポジウム(案)

資料4 差別解消支援地域会議委員(案)・・・当日席上配布

資料5 安心サポート事業等について・・・当日席上配布

テーマ	協議会で作された報告・意見・課題	今後の方向性(幹事会話し合い結果)
相談支援部会	<p>・昨年度の課題を引き続きグループに分かれて検討していく。事例検討をしていたグループがなくなったため4グループでの活動となる。当事者の身近な議論になっていないとの意見を踏まえて各グループとも検討していく。</p> <p>・今年度は43人の部会となる。引き続き来期に向けて部会の運営についても検討していくので皆さんからも意見をいただきたい。</p> <p>→ 部会の報告について特段質問や意見はなかった。</p>	<p>・部会のあり方については、引き続き検討してもらい、年度内に本会で意見をもらう形で進める。</p>
地域移行促進部会	<p>・昨年度からの引き続きの課題“医療”について更に検討を進めていく。昨年度末に5つぐらいに課題を絞ったので、今年度はグループに分かれて検討を進めていく予定でいる。</p> <p>→地域移行は医療がテーマであるが、H30年度に地域医療計画が改正される。杉並は地域の中で精神科ベッドが無い。杉並区における精神科医療についてもH30年までに検討してほしい。</p> <p>→重症心身障害児(者)の受け入れ先は医療のハードルが高い。何かあった時には区内で受診できる仕組みが必要。</p>	<p>・精神科医療については課題として残し、本会で議論すること等も検討する。</p>
差別解消支援会議について	<p>・自立支援協議会の元に設置する。部会という扱いはない。自立支援協議会及び推進連絡協議会より、国が示している構成員と同様のメンバーを選出したいと考えている。(案)に対する意見をいただきたい。(構成員について、人数について、民間の事業所はどういったところがよいかなど)</p> <p>→自立支援協議会にぶらさがっているのには違和感を感じる。さきかけて実施することは評価できるが、ゆくゆくは協議会とは別な形で実施してもらえるとよい。</p> <p>→合理的配慮の言葉はいいが、何が不自由で不足かを職員は勉強してほしい。いろいろな障害者がいて、思いやり、手助けとかは当事者を呼んで研修を開いた方がよい。区から拵げていく必要があるのでは。</p> <p>→会議だけで終わってしまうのではなく、社会に区から発信していける会議体になるとよい。</p> <p>→民間事業所には、不動産関係を入れてほしい。GHの職員の時、精神障害者の方と不動産会社回りをしたが障害を理由に断られることが多々あった。</p> <p>→関係機関ではない所を一般公募で募り、意見をもらう必要があると思っている。何が必要で何が不足しているか出していく為には、そこに声を出していけば良いかわからない現状がある。当事者の声を吸い上げる場としてもらいたいし、福祉分野にとどまらず色々な分野の人達に入ってもらいたい。</p> <p>→電車などでは、杖の人、ベビーカーの人、車いすの自分と誰が優先で順番はどうなのか・・・といった状況が生じている。誰が優先とかそういうことではなく、もっとトータル的なことであり個人の考え方を改めていかないとそこに出くわした時にスムーズにいかない。</p> <p>→幅の広いメンバーが必要。地域に浸透していかなければ意味がない。会議で検討するだけではなく、区民センターや医師会等へ出向いて行って説明することも必要ではないか。</p>	<p>・事例を収集することは大切。よい事例を発表することも大事。</p> <p>・区がどういう目的でこの会をやるのか具体的に見えてこない。協議会の下に設けるということなので、こういう目的でやるという具体的なことを協議会(幹事会)から提案してもいいか・・・?</p>
すまいるの現状報告・意見交換について	<p>すまいる設置の経緯及び各すまいるの現状について報告</p> <p>→以前、7か所の委託の時と比べて対応する範囲が広がったという印象。地域の課題をどう抽出しているのか、エリアによって異なるのかなど別な機会に聞ければと思う。また、その中で見えてきた課題を本会に挙げてもらえると良い。</p> <p>→いろいろな課題がある人の対応をする際、すまいるがイニシアチブを取ってもらえるのがありがたい。</p> <p>→安心サポートとの役割分担どうしていったらいいか・・・相談していったほうがいいと感じている。</p>	<p>・安心サポートの役割分担という点については、一度安心サポートの現状を報告してもらい、本会で共有する。・・・次回の本会で安心サポートの件数や事例を紹介してもらう。</p> <p>・この議題については、次回も再度あげて意見をもらう。</p>

相談支援部会活動報告

1、各グループの活動の進捗状況

<Bグループ：重度心身障害児者のネットワーク構築について>

■状況：グループ活動を1回実施

■昨年度の活動の振り返りと取り組みの共有、今年度の活動内容について検討。

■今年度の活動：

①事例検討⇒課題を抽出・整理する。

②施設見学⇒資源の把握と、他自治体の成功例等を見学し課題解決のための参考とする。

③区内重度心身障害児者の実態調査⇒実態を把握し、そこから見える課題と必要な支援を考える。

④重度心身障害児者の年齢（ライフステージ）等にあわせてサービスを整理する。

⇒ライフステージに応じた切れ目のない支援につなげる

⑤次回の『障害福祉計画』作成のための基礎的なデータを得ることを目的として、障害者基礎調査

を実施する予定。『障害基礎調査票（アンケート）』に重度心身障害児者の実態を把握できるよう

な質問事項を組み込めないか。

<Cグループ：高齢障害者について>

■状況：グループ活動を1回実施

・昨年度の取り組みの共有及び本会からの意見を共有。

・熊本地震 視覚障害者支援の概要や中途視覚障害者の高齢期の課題、高齢期の課題について議論。

■今年度の活動：

・インフォーマルなサービスの活用等について議論を進める予定

<Dグループ：就労>

■状況：グループ活動を3回実施

・1回目は新メンバーも入ったことから、昨年度の活動内容の共有と今年度の活動内容の確認を行った。

・2回目はワークサポート杉並主催の「雇用支援ネットワーク会議」に参加し、意見交換を行う。

- ・ 3回目は就労移行支援事業所「ウェルビー三鷹」の見学会とウェルビー三鷹における定着支援について意見交換を行った。

■今年度の活動：

- ・ 昨年度の取り組みから、就労後の定着支援の取り組みが薄い現状があることが共有された。今年度は様々な事業所を見学し現状を把握し意見交換をしながら課題等を整理していく

<Eグループ：児童>

■状況：グループ活動を2回実施

- ・ 1回目は児童発達支援事業所と天沼小学校の見学会を行った。
- ・ 2回目は放課後等サービス事業所の見学会を行った。

■今年度の活動：(月1～2回活動を実施予定)

- ①放課後等デイサービスや特別支援学校の見学を積極的に実施し、放課後等デイサービスや特別支援学校の現状について把握する。
- ②事例検討会を行い、支援困難ケースについてグルーム内で話し合いを行い、問題解決の手掛かりにすると同時に、参加者全員が自分のケースの支援内容についても振りかえる機会を作る。

2、今後の予定

各グループ活動

9～10月 相談支援部会拡大幹事会 開催予定

各グループ活動

平成29年 1月～2月 第2回相談支援部会 開催予定

へいせい ねん どすぎなみ く ち いきじりつ し えんきょうぎかい しん ぽ じ う む あん
平成 28 年度杉並区地域自立支援協議会シンポジウム（案）

だい かいじこう いんかいほうこく
第 1 回実行委員会報告

1. 目的：①自立支援協議会の役割を広く地域に知ってもらう。

②杉並の障害者福祉を区民と共に考える。

2. 対象 主に区内在住・在勤の方

3. 日程：平成 29 年 1 月または 2 月ころ

じかんたい こんねんど ごぜんちゆう かいさい けんとう じ じはん
時間帯については、今年度は午前中の開催を検討（10 時～12 時半ではどう
か？）

4. 会場：杉並区役所中棟 6 階第 4 会議室（予定）

5. 内容

だい ぶ こうえん てー ま しやうがいしゃさべつかいしやうほう ぶんていど
第 1 部：講演 テーマ 障害者差別解消法について（60 分程度）

だい ぶ じりつしえんきょうぎかい と く ほうこく
第 2 部：自立支援協議会の取り組み報告とパネルディスカッション

ち いき しやうがいしゃ く かんが
テーマ：地域における障害者の暮らしについて考える

こうえん ないよう ぐたいか かたち
○講演の内容が具体化できる形でパネルディスカッションができればと

かんが ごうりてきはいりよ してん は な げんざい せいかつ かた
考えている（合理的配慮という視点での話しと現在の生活についてを語って

もらうことを検討中)

コーディネーター：未定

パネリスト：現在調整中（精神障害、知的障害、身体障害者の方に

交渉中)

6. 実行委員

井頭委員、修理委員、加藤委員、神作委員、春山委員、

高山会長（オブザーバー）

事務局：池田、佐々木、目黒、岩崎

差別解消支援地域協議会(案)

第2回地域自立支援協議会

資料4 H28年9月6日

	分野	氏名	団体名等	備考	
1	当事者	障害者団体	高橋 博	障害者団体連合会	
2		障害者団体（身体）	障害団連から推薦	障害者団体連合会	
3		障害者団体（知的）	障害団連から推薦	障害者団体連合会	
4		障害者団体（精神）	障害団連から推薦	障害者団体連合会	
5		障害者団体（視覚）	障害団連から推薦	障害者団体連合会	
6		障害者団体（聴覚）	障害団連から推薦	障害者団体連合会	
7		障害当事者		ピア相談員	自立支援協議会委員より
8		障害当事者		ピア相談員	自立支援協議会委員より
9		障害当事者			自立支援協議会委員より
10	その他	学識経験者	高山 由美子	ルーテル学院大学	
11		教育			自立支援協議会委員より
12		事業者	斎藤 敬子	商店街連合会	推進連絡協議会
13		事業者	バス事業者	公共交通	
14		事業者			自立支援協議会委員より
15		医師・看護師		医師会	自立支援協議会委員より
16		福祉	社協から推薦	社会福祉協議会	
17		地域	民生委員	三田 利春	推進連絡協議会
18		就労	事業団から推薦	障害者雇用支援事業団	
19	行政		出保 裕次	障害者施策課長	
20			笠 真由美	障害者生活支援課長	
21			諸角 純子	高井戸事務所担当課長	

差別解消支援地域協議会(案)

* 取扱い注意

	分野	氏名	団体名等	備考
1	当事者	障害者団体	障害団連から推薦	障害者団体連合会
2		障害者団体（身体）	障害団連から推薦	障害者団体連合会
3		障害者団体（知的）	障害団連から推薦	障害者団体連合会
4		障害者団体（精神）	障害団連から推薦	障害者団体連合会
5		障害者団体（視覚）	障害団連から推薦	障害者団体連合会
6		障害者団体（聴覚）	障害団連から推薦	障害者団体連合会
7		障害当事者	自立支援協議会から推薦	
8		障害当事者	自立支援協議会から推薦	
9		障害当事者	自立支援協議会から推薦	
10	その他	学識経験者	自立支援協議会から推薦	
11		教育	自立支援・推進連絡協議会から推薦	
12		事業者	推進連絡協議会から推薦	
13		事業者	バス事業者	公共交通
14		事業者	自立支援・推進連絡協議会から推薦	
15		医師・看護師	医師会から推薦	医師会
16		福祉	社協から推薦	社会福祉協議会
17		地域	民協から推薦	町会・民生委員
18		就労	事業団から推薦	障害者雇用支援事業団
19	行政		出保 裕次	障害者施策課長
20			笠 真由美	障害者生活支援課長
21			諸角 純子	高井戸事務所担当課長

杉並社協あんしんサポート係 事業概要と課題

あんしんサポート係

- 職員数：10名（内訳 常勤職員4名、非常勤職員6名）
*全員が、地域福祉権利擁護事業とあんしん未来支援事業を担当
- 生活支援員 25名
*社協と雇用契約している一般区民。地域福祉権利擁護事業の支援を担当。

業務内容

- 地域福祉権利擁護事業
- あんしん未来支援事業
- 周知活動（講演会、説明会）

1 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

契約者数 150件（136件+独自契約（対象拡大）14件） <H28.3月末>
（参考） 東京都内契約者数 3,527件 <H28.3月末>

(1) 背景

- 措置から契約への流れにおいて、判断能力が不十分な方の権利擁護の仕組みとして、平成11年10月に開始。
- 社会福祉法第2条3項12条 「福祉サービス利用援助事業」として位置づけ。
社会福祉法第81条 「都道府県社協の行う福祉サービス利用援助事業等」
- 平成19年度に国は「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に名称変更。※ただし、東京では「地域福祉権利擁護事業」の名称をそのまま使用。
- 実施主体は都道府県社会福祉協議会。事業の一部を区市町村社協へ委託。

(2) 事業内容

○目的 判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること。

○対象者 ①判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）
②本事業の契約内容についての判断能力がある方
→・本人が困っていると理解し、利用希望がある。
・誰に何をしてもらいたいかわかっている。
・利用料を支払うことについて理解している。

※その他、判断能力がある身体障害者等を対象とした「対象拡大」もある。

○援助の内容 ①福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- ・福祉サービスの利用手続き
- ・福祉サービスの利用料支払い手続き
- ・居住家屋の賃借、行政手続きの援助 等

②日常的金銭管理サービス（オプション）

- ・年金等の受領手続き
- ・医療費支払いの手続き
- ・税金や公共料金を支払う手続き
- ・日用品代金を支払う手続き
- ・上記支払い等に伴う預金の払戻、解約等の手続き

③書類等の預かりサービス（オプション）

通常は出し入れしない貴重品等を貸金庫に保管。期日管理が必要なもの（満期の預けかえが必要など）や宝石等は保管できない。

保管可能な物：年金証書、預貯金通帳、権利証、保険証書、実印 等

○援助の方法 ①相談・助言・情報提供・連絡調整・同行【基本】

②代行（本人から現金を預かって支払う等）

③代理（契約書で定めた範囲の代理。福祉サービスの利用手続き援助や銀行での払い戻し等）

* 契約時に支援計画を作成し、それに基づいた支援を行う。支援計画を変更する際は、内容によって東社協で審査。

支援計画内容例）・専門員（職員）と生活支援員（登録している区民。実際

に毎回支援へ行く人）の氏名

- ・毎月第1火曜日 10時ころ自宅を訪問。
- ・ゆうちょ銀行口座から生活費として5万円を払い出して届ける。

○利用料 パンフレット参照

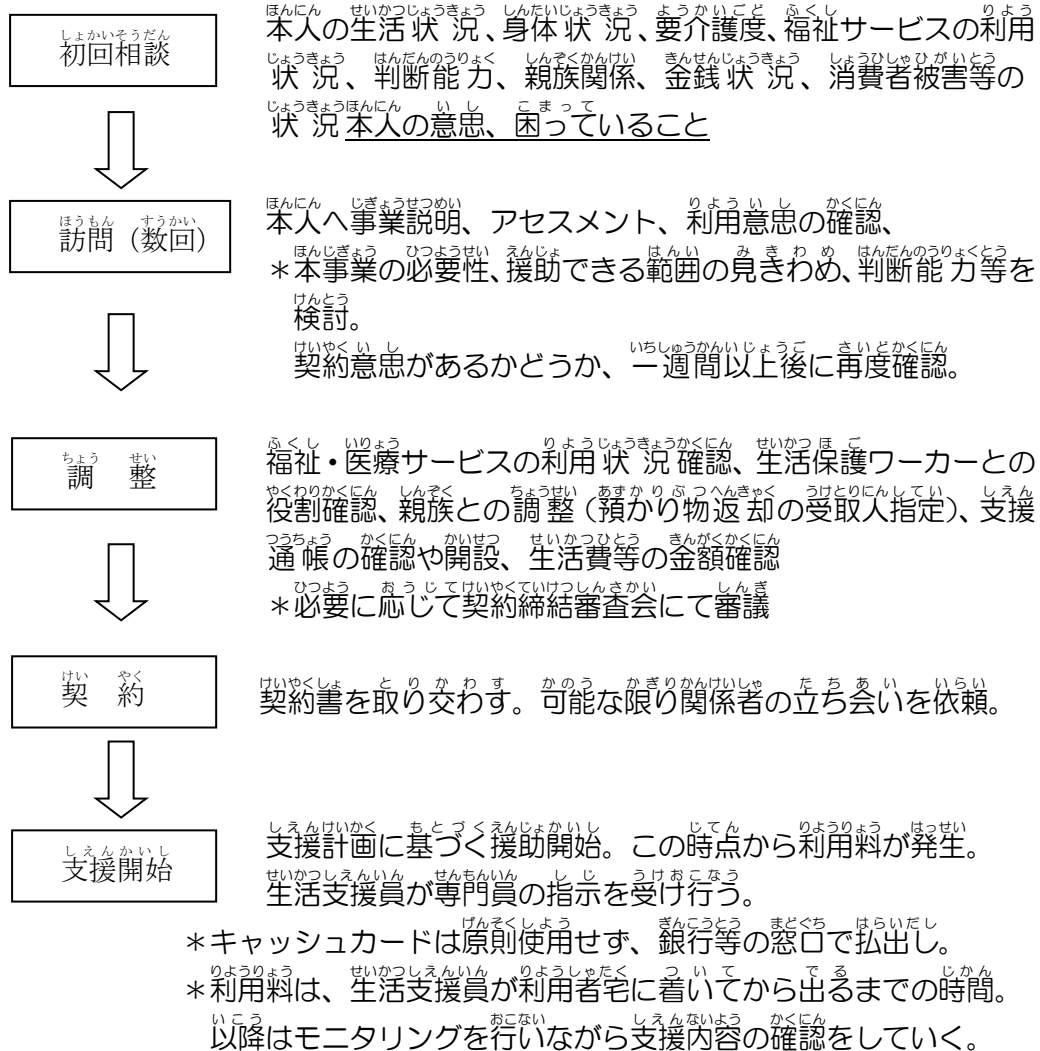
○審査会等 ①東京都社会福祉協議会に契約締結審査会を設置。

判断能力に疑義がある場合や生活保護受給者との契約は必ず審査会の決定が必要。

* 契約締結審査会は1回/月 開催（資料は約2週間前に提出）。

よって、特に生活保護受給者との契約は必ず審査会決定後になるため、スケジュール調整が必要。

○支援の流れ (関係機関から相談の場合)



(3) 成年後見制度との関係

○後見制度利用の検討ポイント

- ・ 地域福祉権利擁護事業の範囲を超える内容の支援が必要
 - 例) 多額の財産管理が必要、本人所有のアパート等の管理が必要、遺産相続、不動産処分が必要、施設入所契約
 - ・ 本事業契約に必要な判断能力があるか。
 - ・ 権利侵害、経済的虐待、消費者被害
 - ・ 施設入所、長期入院
- ケースごとに検討

2 あんしん未来支援事業

(1) 背景

○平成20年7月に事業開始。杉並社協の独自事業。平成28年4月改正。

(2) 事業内容 (パンフレット参照)

○対象者

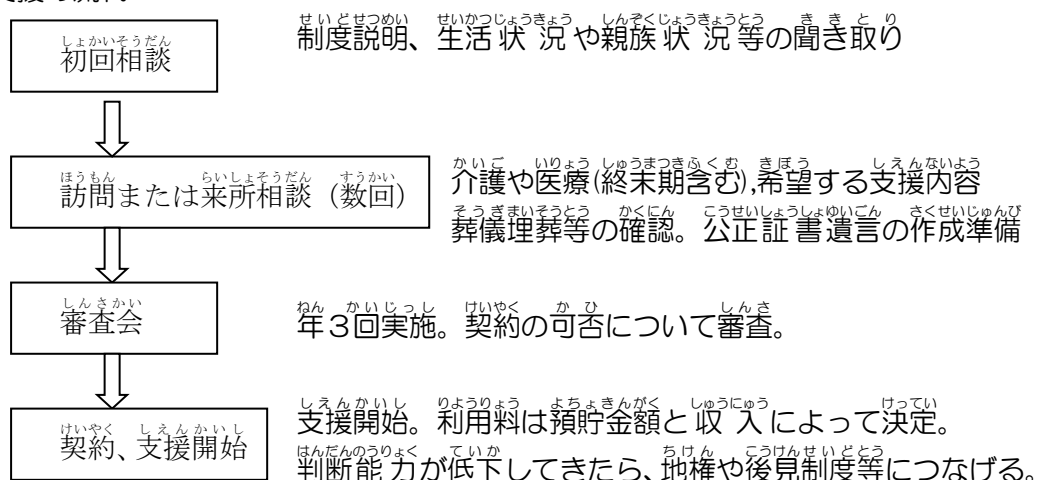
- ①杉並区に住所があり、かつ居住をしている方
- ②65歳以上の高齢者、または障害者のみの世帯で、かつ支援可能な配偶者及び3親等以内の親族がいない方
- ③事業の契約内容を判断することができる方
- ④預貯金(国債・地方債を含む)が3,000万円以下
- ⑤所得が住民税課税所得金額180万円以下

○援助の内容

- ①見守りサービス(基本契約)
 電話連絡1回/月 + 訪問1回/3か月
- ②日常生活の支援サービス(オプション)
 - ・福祉サービスの利用援助
 - ・日常的金銭管理の支援
 - ・契約手続きの支援
 - ・専門職仲介
 - ・入院時に行う支援
- ③保証機能サービス(オプション)
 - ・入院時保証機能
 - ・葬儀、埋葬の手続き支援

※預託金を社協へ預ける場合には、公正証書遺言を作成。
 →大多数の方は入院時の不安に備えたいとの希望があるため、預託金を社協へ預けている。
- ④書類等預かりサービス(オプション)

○支援の流れ



○利用料

パンフレット参照

3 課題となっていること

* 成年後見制度との見きわめとつなぎについて

- 地域福祉権利擁護事業でできる金銭管理は、あくまでも日常生活の範囲内。
- 書類預かりサービスは保管に限っており、それを越える運用や管理はできない。そのため、より大きな（または複雑な）財産管理や保全が必要な場合、弁護士等の財産保全管理サービスや成年後見制度の利用を検討。
- 見きわめにあたっては、財産状況だけでなく、本人の判断能力や信頼できる親族の有無など、様々な状況の勘案が必要。

* 日常的な金銭管理サービスが一人歩きしがち

- 「福祉サービス利用援助」が基本であり、これを利用しない場合には地域福祉権利擁護事業で支援を行うことはできない。
- 高次脳機能障害による記憶力や判断力の低下がある場合や、若年性認知症等により判断力の低下がある場合も対象となる。
- 対象となる障害や症状を有していても、利用意思や判断能力が認められない場合は契約することができない。
- 単に浪費に対する金銭管理のみを希望する場合で「福祉サービス利用援助」を利用しない場合は地域福祉権利擁護事業での支援を行うことができない。

* 生活保護受給中のケース

- 基本的に、生活保護費の給付管理と生活指導は生活保護ワーカーの役割であることから、全件、東京都社会福祉協議会の契約締結審査会に諮る必要がある。
→ ○ 契約の必要性
○ 本人の利用意思
○ 支援計画の適切さ
○ 生活保護ケースワーカーとの役割分担と連携方法 等のポイントについて審査を行っている。

* 病院入院、施設入所中のケース

- 杉並社協では現在、在宅に戻る可能性のないケースについては契約をしていない。
- ◎ 東京都社会福祉協議会のマニュアルでも以下のように規定。
施設または病院が本人の日常金銭管理を行うことが基本。
→ ○ 福祉サービスの利用援助
○ 福祉サービスの苦情解決制度利用への援助
○ 施設・病院が行う金銭管理に対する見守り・確認
○ 書類等預かりサービス